資料2-1

知的・発達障害者の投票環境向上に向けて

投票場面における配慮のあり方を中心に



前提として押さえて欲しいこと

知的・発達障害の一般的特性について

【知的障害】

知的障害に関する法的定義は存在しないが、一般的には「知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とされる。(厚生労働省・知的障害児(者)基礎調査の定義による)知能指数でいうと、<u>I Qが概ね70以下であり、投票関係では主に意思交換、探索操作、移動などへの支援が必要。</u>

前提として押さえて欲しいこと

知的・発達障害の一般的特性について

【発達障害】

発達障害者支援法(施行令・施行規則)により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもので、言語の障害、協調運動の障害、自閉症など以外の心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害」とされている。投票関係では主に認知面や情報提供面、情緒面やコミュニケーション面での支援が必要。

<u>知的障害と発達障害が併存している者も多数存在し、その場合は両方の特性に配慮</u> した支援が不可欠。

他方で、障害の状況には大きく個人差がある点にも留意

知的・発達障害者の投票環境向上に向けて

知的・発達障害の特性を踏まえるとどのような障壁があるか

投票意欲の 醸成

- 知的・発達障害の特性を踏まえた主権者教育の充実
- 模擬投票等の実施
- 投票支援制度の情報 提供

今回の発表で主に 取り上げる領域

投票候補の 選定

- 平易な表現を用いた 選挙公報の作成や政 見放送の放映
- 本人の意思に基づく 投票候補を選定する ための意思決定支援 の実施

実際の投票 行為

- 投票場所までの移動 支援の提供
- 投票方法や代理投票 に関する平易な説明
- なじみのない場所に 対するパニックへの 適切な対応